地方独立行政法人佐世保市総合医療センター 第3期中期目標

令和3年11月 佐世保市 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター(以下「総合医療センター」という。)は、明治23年に 設立された佐世保村立伝染病院を前身とする。

その後、名称と建物の変遷を経て拡充発展し、平成28年度には地方独立行政法人に移行し、令和4年度からは第3期目となる新たな中期目標期間に入る。

佐世保県北地域における医療を取り巻く環境は、少子高齢化の影響で、年少・生産年齢人口の減少が 進む中、特に医師の高齢化は顕著で、慢性的な医師不足などの大きな課題に直面している。

また、市内の救急医療についても、そうした課題が原因とみられる二次救急輪番病院の離脱が出はじめており、これまで築き上げてきた地域における救急医療体制が揺らぎかねない事態に直面している。

さらには、「長崎県地域医療構想」や「医師の働き方改革」への取り組みなど地域医療を取り巻く環境は、過去にない変革期にあることに加え、世界規模で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の発生・拡大もあるなど混とんとした状況にある。

こうした中、総合医療センターは、救命救急センターをはじめ、地域医療支援病院、地域がん診療連 携拠点病院、地域周産期母子医療センター、高次脳卒中センター等の機能を有し、地域の基幹病院とし て様々の重要な役割を担っている。

中でも、感染症指定医療機関としては、今般の新型コロナウイルス感染症の発生・拡大を受けて、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、県、市、市医師会など関係機関と連携し、その対応に努めていかなければならない。

また、市は「誰もが、いくつになっても健やかに安心して暮らせるまち」の実現を目指していることから、総合医療センターは市と連携し、地域医療の要となり、その実現に向けて必要となる「地域の救急医療体制の維持確保」に貢献するほか「効率的で質の高い医療提供体制」や「佐世保県北地域における地域完結型医療」を構築するために、関係自治体や地域の医療機関、介護福祉施設、医師会をはじめとする医療・介護関係者と一体となって、地域が求める良質で適切な医療サービスを提供する必要がある。

そのためにも総合医療センターは、引き続き「救急医療」「がん医療」「小児・周産期医療」「高度専門医療」「政策医療」といった医療サービスを総合的に提供し、佐世保県北地域の中でも、より高度な医療を担うとともに地域の医療水準を高めていく教育機関としての役割も果たすことが求められている。

これにより、次世代を担う若い医療人育成への貢献や、医学の研究・開発への貢献によって、優れた医療人が集まる病院を目指し、地域の医療を長期的かつ安定的に支えていく必要がある。

さらに、令和6年度から適用される医師の時間外労働の上限規制への対応についても、医師の健康を 守る一方で、医療提供体制に支障を及ぼすことがないよう、その対応に万全を期さなければならない。 以上のことから、総合医療センターが、健全な病院経営に努めるとともに、公立病院として担うべき 医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することをここに求める。

第1 中期目標の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

佐世保県北地域の基幹病院として、長崎県医療計画を踏まえ、住民が必要とする良質な医療を提供するため、市の保健福祉部門との連携を密にして次に掲げる項目について取り組むこと。

1 地域完結型医療の推進

地域医療支援病院として、住民が安心して治療やケアを受けられるよう、地域の医療機関、介護福祉施設、行政等との連携の強化及び役割分担に努め、シームレス(途切れのない)な地域完結型医療の推進に貢献すること。また、あじさいネットなどのICTを活用した地域との連携促進に努めること。

2 提供する医療サービスの充実

(1) 救急医療

救命救急センターの運営について、救急医療に必要な体制を整備し、安定的な稼動を維持すること。 また、市、市医師会、二次救急輪番病院との連携強化による救急医療体制の再構築検討に貢献する とともに、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な患者を 24 時間体制で受け入れ、地域における 役割を果たすこと。

(2) がん医療

地域がん診療連携拠点病院として、手術、放射線治療及び薬物療法による集学的治療に加え、がん ゲノム医療を効果的に組み合わせた最適な治療を提供するとともに、がん相談支援等のがん医療の幅 広い領域を担うこと。

(3) 小児・周産期医療

佐世保県北地域の小児救急及び地域周産期母子医療センターとしての機能を安定的に維持するため、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら引き続き専門性の高い診療に努めるとともに、県、市及び大学との連携を維持・強化すること。

(4) 高度専門医療

佐世保県北地域において、充実した医療提供体制及び高水準の医療機器・設備を備える医療機関として、重篤な急性期・専門医療を必要とする患者への高度な診断・手術・治療を伴う医療を提供すること。

(5) 政策医療

民間では担うことが困難で地域に不可欠といわれる政策医療については、三次救急医療をはじめ周 産期医療に対応するほか、離島診療所の運営や結核・感染症医療への取り組み、災害拠点病院として の適切な備えに努めること。また、その実施に当たっては、公立病院として、法令または本市総合計画に基づき継続的に取り組むこと。

3 医療人育成体制の充実

(1) 医師の研修制度の充実

医師にとって魅力的な研修プログラムをはじめとする育成のための制度を整備するとともに、地域の医師を対象とした研修の充実に努めること。また、医学生の実習教育を充実させること。

(2) 看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者の育成の充実

看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者について、資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上を目指すこと。また、地域の医療水準の向上や人材確保につなげるため、地域の医療従事者等への教育や研修を継続して実施するほか、市立看護専門学校をはじめとする各種学生の実習教育に努めること。

4 医学研究の推進

国が定めた基準に従い安全で信頼できる治験に取り組むほか、臨床研究活動を推進するなど、医学研究の発展に寄与すること。また、こうした研究成果については、その情報発信に努めること。

5 医療の質の向上

(1) 施設、設備の充実

高度な水準の医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、施設の維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に行うこと。また、施設の老朽化に伴う長寿命化など、将来を見据えた検討を進めること。

(2) 医療従事者の確保

医師、看護師、薬剤師をはじめ優れた医療従事者を確保するため、大学及び関係機関との連携を強化すること。また、修学・育成支援策について検討するとともに、その確保に当たっては、医療を取り巻く環境の変化を見据え、中長期的な観点から計画的に行うこと。

(3) 患者サービスの向上

患者やその家族が安心して医療を受けられるような環境を整備し、信頼される病院運営に努めること。また、そのひとつの方策としてボランティアと連携を図り、患者サービスの向上に努めること。

(4) 安全性の高い信頼される医療

住民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、 医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。また、患者が自ら受け る医療の内容を理解し、納得の上で自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくイン フォームドコンセントを徹底するなど、患者中心の医療を実践すること。

6 情報提供の充実

(1) 分かりやすい保健・医療の情報発信

保健・医療に関する情報を市民向け講演会の開催やホームページ、広報紙等を利用し、分かりやすく発信するなど普及啓発活動を実施すること。

(2) 病院情報の公開

医療の質を数値で客観的に評価できる臨床指標を用い、様々な角度から病院指標を評価・分析する こと。また、患者にとって理解しやすい病院情報を公開すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人管理運営体制の確立

法人の管理運営を的確に行うため、内部統制の推進等に向けて体制を見直すとともに、理事長のリーダーシップのもと、長期的な経営戦略と柔軟かつ適切な人員の確保・配置により、効率的・効果的な法人運営に努めること。

2 経営管理人材の育成

経営管理に携わる職員の専門的な知識と意欲の向上を図るため、計画的な教育・研修の充実に努め、 質の高い人材を育成すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

意識改革のための環境を整備し、経営マインドを醸成することによって収支の状況を迅速に把握するなど、速やかに経営の舵取りを行い、健全経営を維持すること。

2 適正な収益と費用

(1) 適正な収益

適正な在院日数や病床管理、診療報酬の改定や法改正等への的確な対応、施設基準の取得など、将来の費用負担も十分考慮しつつ、積極的な収益の確保に努めること。また、未収金の発生予防・早期 回収に向けた取り組みを推進すること。

(2) 適正な費用

必要に応じた人員の確保と合わせて、適正な人件費比率の維持に努めること。また、医薬品、医療材料、医療機器などの適切な購入や業務の見直しに継続して取り組むこと。あわせて、計画的な維持管理による施設の予防保全による投資の標準化、施設運営・保守管理の効率化などのアセットマネジメントを推進し、費用の適正管理に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療構想の実現に向けた取組み

地域医療構想実現に向けた国及び地域の動向を踏まえ、佐世保県北地域の高度急性期医療の充実と地域完結型医療構築のため旗艦的な役割を果たし、構想の実現に向けて取り組むこと。

2 働き方改革の推進

職員の健康やワーク・ライフ・バランスの確保に向けて、働き方改革に取り組むこと。特に、医師の時間外労働規制の適用に当たっては、複数による主治医制導入を検討するなど、医師の健康を守る一方で医療提供体制に支障を及ぼすことがないよう、その対応に万全を期すこと。また、看護師の勤務体制についても、働きやすい環境の構築に努めること。

3 新興・再興感染症への対策と対応

感染症指定医療機関として、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、県から示された施策のもと、市、市医師会と連携しつつ地域における中心的役割を果たすこと。